神福高第367号

令和３年５月11日

各高齢者関係施設等　施設長　　　　様

各介護サービス事業者　管理者　　　様

神戸市福祉局長

社会福祉施設等における緊急事態宣言発令下の対応について

平素は、本市の福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

この度、兵庫県において発令されていた緊急事態宣言が５月31日（月）まで延長され、「令和３年度新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」を改定しました。「９．社会福祉施設等」の項目に変更はありませんが、改めてご確認をお願いいたします。

また、感染者発生時の対応など、改めて周知させていただきたい内容について【別紙】にてお送りさせていただきますので、こちらもご確認をお願いいたします。

皆様におかれましては、大変な状況が長期的に続く中で、感染拡大防止に日々取り組んでいただいていることに重ねてお礼申し上げます。これまでも懸命な取り組みを実施していただいている中で引き続きのお願いとなりますが、感染拡大防止対策の徹底等に取り組んでいただきますようご協力をお願いします。

記

１．本市対応方針における感染防止対策の徹底事項（令和３年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針－第２弾（改定）－より」

**○検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。**

**○マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、２か月分の使用量を確保すること。**

**○面会についてはオンライン面会等を活用し、原則、直接面会については、緊急の場合を除き中止すること。**

**○利用者の外泊、外出を自粛すること。**

**○施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等を徹底すること。**

２．参考URL

令和３年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」第２弾改定

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95474/reiwa3taiouhoushin2kaitei.html>

福祉局高齢福祉課　TEL：322-5219

FAX：322-6046